

はじめに

1 趣旨

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され(平成20年4月1日施行)、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うことが義務付けられました。

事務の点検・評価は、教育委員会が事務の管理及び執行状況を点検・評価することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすことを目的としています。

2 対象

令和5年度実施の学校教育推進計画及び生涯学習推進基本計画に掲げられた主な施策等及び教育委員会の会議など教育委員会自体の活動状況を対象としました。

3 方法

■教育委員会の活動状況の点検・評価

教育委員会の会議の開催状況など活動状況を明らかにし、今後の活動の改善を図ります。

■主要施策等の点検・評価

主な施策等に対する具体的な取組内容をまとめ、成果と課題を明らかにした上で、取り組んだ成果及び今後の方向性について評価しました。

■学識経験者からの意見等の活用

教育委員会の活動状況、主要施策等の点検・評価について客観性を確保し、今後の取組に向けた活用を図るため、教育に関して学識経験を有する方から意見や助言をいただきました。